

秋田県森林審議会議事録

1 開催日時 令和2年12月11日（金）午後1時30分から3時30分

2 開催場所 アキタパークホテル 2階 「プラチナ」

3 出席者

（委員） 大坂真一委員、佐々木昭孝委員、佐藤篤子委員、佐藤重芳委員、関厚委員
蒔田明史委員、谷川原郁子委員、山田一成委員、渡辺千明委員

（事務局） 嶋田森林技監、齋藤次長、沼倉林業木材産業課長、戸部森林整備課長、
清水林業木材産業課政策監、加賀谷森林資源計画班長（司会）

4 あいさつ

（嶋田森林技監）

秋田県農林水産部森林技監の嶋田と申します。お集まりの皆様には、年末の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、日頃より本県の森林・林業・木材産業行政の施策の推進につきまして、格別のご協力ご支援いただいていることに対しまして、改めて御礼を申し上げます。

ご案内のとおり、本年、新型コロナウイルスの感染拡大ということで、様々な制約を受けながら、我々もまた皆さんも日々過ごしている訳でございますけれども、本県の林業・木材産業にも様々な影響が生じて参りました。

原木が山の現場の方に滞留する、あるいはその木材の価格が下落する、そういった影響があり、県としましては、数次にわたり補正予算を組みまして、事業者の経営継続や事業従事者の雇用の維持、あるいは木材の出口対策といった施策を講じてきたところでございます。

何より、ここにいらっしゃる皆さんも含め、関係される方々のご尽力のおかげで、今のところ、コロナが直接原因となるような事業者の廃業、あるいは解雇や離職などは確認されていないところでございます。

この苦境を打開するべく、これからも皆さんと連携を図りながら頑張りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

このような状況ですけれども、本県では、これまで「ウッドファーストあきた」による林業・木材産業の成長産業化を旗印に、川上から川下まで様々な施策を講じております。幾つかは、かなり芳しい成果も見え始めておりまして、例えば素材生産量につきましては、平成24年の水準と比べると約1.6倍に増加しております。

また、林業の将来を担う新規就業者につきましては、後ほど説明申し上げますけれども、東北の中でトップを維持しています。

このほか、県産材の需要拡大や再造林など、これから進めていかなければならない課題もありますけれども、コロナ禍で生まれた地方回帰の流れ、あるいは総理が打ち出した「2050年カーボンニュートラル」、「社会のデジタル化・スマート化」、そういった流れをうまく掴みながら、本県の森林・林業・木材産業の発展に繋げていきたい。そう考えているところでございます。

前置きが長くなりましたけれども、本日の審議会では森林法の規定に基づき、子吉川地域森林計画の樹立、それから2つの流域の変更、それぞれの案について御審議いただくこととしております。地域の森林の基本的な計画になりますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

その後、報告事項に移らせていただきますけれども、そちらについてもご質問やご意見をいただければと思っております。

最後になりますけれども、本日の審議会やその後の活動を通じまして、今後とも本県林業の施策推進にご協力いただくようお願い申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

5 委員の紹介

(司会)

本日は、委員改選後、最初の審議会となりますので、委員の皆様を名簿の順に、ご出席いただいている方からご紹介させていただきます。

最初に、秋田県木材産業協同組合連合会理事長 大坂真一委員でございます。

秋田県指導林家 佐々木昭孝委員でございます。

北秋田市で林業経営を行っております佐藤篤子委員でございます。

秋田県森林組合連合会代表理事長 佐藤重芳委員でございます。

鹿角産業文化研究所代表 関厚委員でございます。

公立大学法人秋田県立大学教授・学部長 蒔田明史委員でございます。

一級建築士でやがわら郁子設計室を主宰しております谷川原郁子委員でございます。

秋田県素材生産流通協同組合理事長 山田一成委員でございます。

公立大学法人秋田県立大学木材高度加工研究所准教授 渡辺千明委員でございます。

このほか、本日は所用により欠席されておりますが、

有限会社猪股林業代表取締役 猪股政子委員、

国際教養大学理事・副学長 熊谷嘉隆委員、

東北森林管理局長 柳田真一郎委員、

秋田県町村会副会長 渡邊彦兵衛委員、以上14名の委員の皆様でございます。

委員の皆様には、令和4年4月30日まで、2年間の任期でございますが、どうぞよろしくお願いたします。

6 審議会の成立

(司会)

ここで、委員の出席数をご報告いたします。委員14名のうち9名の出席をいただいておりますので、秋田県森林審議会規程第3条により、本日の審議会は成立していることをご報告申し上げます。

7 会長の選出

(司会)

次第の3、「会長の選出について」に移らせていただきます。

会長の選出方法は、森林法第71条により「委員が互選した者をもって充てる」と規定されております。委員の皆様から、どなたかをご推薦していただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

(佐々木委員)

森林・林業・木材産業に幅広いご見識を持ち、前回の議事もスムーズに進めていただきましたので、秋田県森林組合連合会代表理事会長の佐藤委員にお願いしたいと思えます。

(司会)

ただいま、佐藤(重)委員へのご推薦をいただきましたので、会長を佐藤(重)委員にお願いしたいと思えますけれども、皆様いかがでしょうか。

(委員複数)

異議なし

(司会)

異議なしとのお声ございましたので、会長を佐藤(重)委員にお願いいたします。佐藤(重)委員は会長席にご移動をお願いいたします。

(佐藤(重)委員)

※ 会長席に移動

(司会)

早速ではございますが、佐藤(重)会長から挨拶をいただきたいと思います。

(佐藤(重)会長)

ただいま、会長に指名されました佐藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほど、技監の方から話がありましたが、今年は当初から新型コロナウイルスに翻弄されっ放しで、いまだに収束の道筋が見えない中、皆さんが本当に不安な日々を迎えているところがございますが、そうした中、最近の報道として、海外の方ではワクチンの接種が始まったと聞いております。

これが、安全に我々の手元に届き、1日も早く安心できる日常になって欲しいと、心から願っているところがございます。

さて、コロナ禍の後ろに隠れてしまった訳でありますけど、今年もまた全国各地で自然災害が大変多く頻発いたしました。年々エスカレートしてくる状況でございます、集中豪雨あるいは大型の台風が頻発するという状況にあります。

これも大きな問題だと思っております、この温暖化対策への取組についても、もっともっとスピードアップして真剣に取り組まなきゃいけないと感じてるところでございます。

そうした中、本県出身の菅総理大臣が、皆さんご存知のように所信表明において、2050年までに温室効果ガスゼロ、カーボンニュートラルを達成すると高らかに宣言をいたしました。これについては宣言だけに終わらず、しっかりとした取り組みをしていただ

きたいと思ってるところでございます。

この温暖化対策で言いますと、どちらかというとな排出減の方が先に話題になるわけですが、大事なものは吸収源としての森林の多面的機能、この機能を十分に発揮させることが大事だと考えております。

今、森林を吸収源として能力を発揮している量は約5,000万CO₂トンと言われておりますが、森林の持つ機能を最大限発揮させると全部で約8,000万CO₂トンと、相当な量を吸収できると評価されておりますので、我々が頑張らなきゃならないことは、まだまだあるんだと思ってるところでございます。

今日の審議会では、特別に大きな変更等はないと聞いておりますが、事務局より丁寧に説明いただき、皆様方から忌憚のないご意見をいただき、そして、知事にしっかりと答申したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

8 議事

(司会)

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行は、秋田県森林審議会規程第2条に基づき会長にお願いいたします。

佐藤会長、よろしくお願いいたします。

(佐藤(重)議長)

それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行について、皆様のご協力をお願い申し上げます。

なお、本審議会の議事内容は、議事録として県のホームページに掲載されますが、その際には、委員名は特に秘匿する必要は無いと思っております。

委員名については、公開で行いと考えておりますので、ご承知いただきたいと思っております。

はじめに、議事録署名委員を指名いたします。議事録への署名は、秋田県森林審議会規程第5条により、議長が指名することになっておりますので、蒔田委員と佐藤篤子委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。

諮問事項1「子吉川地域森林計画(案)について」、諮問事項2「米代川地域森林計画変更計画書(案)について」、及び諮問事項3「雄物川地域森林計画変更計画書について(案)」はいずれも関連がございますので、一括で審議させていただきます。

事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

戸部森林整備課長が説明

(佐藤(重)議長)

ただいま事務局から説明がありました。諮問事項3件でございますが、これらについて皆様からご意見あるいはご質問がございましたら、ご発言をお願いします。

(佐々木委員)

雄物川地域の変更について、治山事業に関する計画の変更があります。この計画について地元ということもあり、どのような経緯で変更することになったか教えていただければと思います。

(加賀谷森林資源計画班長)

具体的な箇所の把握はしておりませんが、今年度の降雨状況や市町村からの要望等を受け、現地を確認した結果、次年度以降の変更計画に反映させていただいております。

(佐々木委員)

先ほど、会長の挨拶にもありましたが、環境が悪化し自然災害が多発するようになり地元でも林道が崩壊している場所があります。

しかし、市町村はすぐには着手できていない状況のようで、復旧の費用もなかなか支出できないと聞いております。県の支援があればいいのですが、4～5年経ってもまだ着手していない場合もあり、そうなると森林組合の森林整備も進まないこととなりますので、県から支援していただきたいと思っています。

(加賀谷森林資源計画班長)

林道の管理につきましては、県が開設した後、市町村へ引渡を行っておりますので、具体の復旧とか修繕については、市町村にやっていただくことになっております。

また、修繕しなければ森林整備にも支障が出ることとなりますし、今後、昨年から始まっている森林経営管理制度などの森林整備も進める必要がありますので、市町村と連携をとりながら対応していきたいと考えております。

(蒔田委員)

人工造林の実行が気になるのですが、説明資料の7ページに実行歩合がありますが、50%という実行歩合をどのように考えていますでしょうか。

また、10ページに、次の計画として現計画より大きな計画をたてられておりますが、この実現性についてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

(加賀谷森林資源計画班長)

人工造林につきましても、課長から説明があったとおり、全国森林計画において各流域に割り当てられた計画量に即し、実情に応じて設定しております。

前計画については、平成26年当時の再造林率の実績が18%ぐらいであったんですけども、今後は再造林が重要であるとの観点から、当時の計画では35%を目指し、希望値として740haの計画としております。

再造林の目標が達成できないのはいろいろな原因があると考えていますが、資源の循環利用をしていくには、再造林は必要であると考えております。

昨年の森林審議会で報告させていただきましたが、県森連や素流協の協力を受けて新たな事業を立ち上げ再造林に向かっておりますし、今後は低コスト化を図りながら進めていきたいと考えております。

今回の計画も非常に厳しい数字ですけれども、再造林率50%は必要であると考えてお

りますで、目標達成に向け進めていきたいと思っております。

(蒔田委員)

最初に説明があったように、現在の年齢構成から考えると伐採が非常に多くなっておりまして、これから30年後、あるいは50年後の森林の姿を見据え、今どのくらい植えられるのか、また、針葉樹にするのか天然林に戻すのかなど、将来的な計画も含め非常に重要な時期だと思っておりますので、今後、更に検討を進め、目標達成に向けたご努力をお願いしたいと思います。

(嶋田森林技監)

再造林につきましては、子吉川流域の実行歩合51%は全県の民有林の平均より上であるとみており、逆にいうと他の流域はまだ低いということですので、全県的に一生懸命取り組まなければいけないということでございます。

先ほど、新たな事業を行っている途中であると担当が説明していますが、その事業については一定の効果が上がっているとみていますが、それでも十分とは思っておりません。

現在、業界の方々ともいろいろ相談をさせていただいており、もう一つ、次のステップに向けて検討を重ねている状況でございます。その辺の内容につきましては、また機会を捉えて皆さんにご紹介やご説明をすることになると思っております。

(佐藤(篤)委員)

7ページにある立木伐採材積の計画と実行についてですけれども、計画は高い目標にして実績が低くなることことはよくあることですのでけれども、私たちのような林家は補助事業が無ければ、森林の整備に向かってくれませんので、県の事業確保の見込みはどうなっておりますでしょうか。

また、公共事業など国の補助も含め、事業枠の確保の考え方を教えてください。

(沼倉林業木材産業課長)

造林補助事業につきましては、国の補助事業として公共事業と非公共事業がございますが、事業毎に地域の要望等をいただきながら予算を確保している状況でございます。

(佐藤(篤)委員)

全ての希望者に、100%対応できているということでしょうか。

(沼倉林業木材産業課長)

造林補助事業には条件がございます。補助事業として申請する場合には、ある一定の面積がまとまっていないと申請できないということもありまして、森林組合や素材生産等の林業事業体など、申請される方々にまとめていただき、間伐などの申請をしていただいているところです。

(佐藤(篤)委員)

私も、森林組合や業者さんにお世話になっており、ある一定の面積を確保しながらお

願っているわけですが、ちょっと外れる又は条件が合わないというより、条件を設定しながらやっていると思っておりますので、外れるものはないと思っておりますがいかがでしょうか。

(沼倉林業木材産業課長)

国の全体予算にも限りがありますので、我々としましては要望いただいた分をとりまとめ、どのくらいの予算が必要になるかを予め把握しながら国に要望しておりますが、県の要望どおりに予算が確保できるということはございませんので、その場合には、年度が1年遅れるなどの調整をさせていただいていると考えております。

(嶋田森林技監)

補足させていただきます。間伐等につきましては、地域森林計画の指針に沿って定められる市町村森林整備計画の施業の基準に従い、計画的に実施する施業に対して補助するのが基本的な考え方になります。

更に、予算の規模などによっては難しいということもありますが、なるべく集約化して、少しでもコストを抑えながら区域をまとめてやっていただくという考え方になります。その辺りをしっかりとやっているところに補助する考えになりますので、現場の皆様にはその点に取り組んでいただきながら予算を執行しているところです。

それからもう一点、財源の問題で言いますと、昨年、森林環境譲与税がスタートしまして、市町村にお金が行くんですけれども、どうしても経営・管理が自分ではできないという人工林につきましては、市町村が自ら森林整備を行う場合、あるいは意欲と能力のある林業経営者にやってもらう場合の2つのパターンがあります。こちらの財源を活用しながら整備する方法もありますので、これらを組み合わせながら計画量の達成を目指すことになると思っております。

(佐々木委員)

私は森林組合の理事も務めておりますけれども、私の市では、たまたま市全体のほとんどに森林経営計画がたてられておりますので、集約しながら細かいところまで拾い上げてやっていますが、経営計画にないところ、又は外れている箇所を計画に入れるというのは至難の業になりますので、そこから抜け落ちる場合もあると思います。

その場合、森林経営計画の練り直しができるのであれば、森林組合と調整しながら計画をもう一回やり直すことで、ある程度拾い上げることができるのではないかと考えております。

(加賀谷森林資源計画班長)

造林事業を実施し、国の補助を受けるためには森林経営計画が必要になります。

それは5年毎の計画になっておりまして、5年経過した時点で更新もできますし、間伐等の施業が新たに必要になった時は、その箇所を取り込んだ形で変更もできますので森林組合等と相談しながら森林経営計画を作成していただき、間伐等に取り組んでいただきたいと思っております。

(谷川原委員)

説明資料9ページに、育成単層林とか育成複層林、天然生林とか載っています。これを審査の中で地図を見ながら、どこが将来複層林になるとか、今なっていますとかの説明であれば、すごくわかりやすいと思っておりますが、この数値はどのように拾い上げているのでしょうか。

(加賀谷森林資源計画班長)

地域森林計画を作成する際に、森林計画図という図面と森林簿という簿冊があり、最小の単位で小班があります。森林所有者や地番、樹種、林齢などが記載されていますがそれを積み上げて算出しております。例えば、育成単層林ですとスギ林や松林になりますし、育成複層林ですと針広混交林とかになりますが、それらを簿冊から全部積み上げたものが、今回の数値となっております。

(谷川原委員)

地図ではわからないのでしょうか。

(加賀谷森林資源計画班長)

県にある森林GISでは地図で見られます。また、昨年度からスタートした森林経営計画を推進するため、森林所有者が自己森林を自分で確認するために必要になるということで、県のホームページ上に、今年度から森林計画図と簡易な森林資源情報を載せておりますので、是非ご覧いただきたいと思っております。

(佐藤(重)議長)

先ほど、蒔田委員からもお話がありましたが、計画をたてたのであれば、その計画に向かって着実に進んでもらいたいと考えています。

特に造林の関係では、ともすれば苗木の生産業者の意欲が低下することも考えられますので、しっかりとやっていかななくてはと考えています。

また、皆伐しても必ずしも再造林に適さない場所もありますし、5年経過して天然更新という扱いをすることもあります。そのような造林未済地は全県でも多くありますので、そのような箇所を年間どの位づつ造林するかを計画する。そして、実際に植栽していくことで着実に県内の森林を増やしていただきたい。それも、森林所有者に負担をかけない方向で思っているところがございますし、国の方にも、是非働きかけをしていただきたいと思っております。

(佐々木委員)

先ほど、会長からも造林についてお話がありましたが、森林組合も経営維持のためには補助事業をお願いし、収益を上げて仕事をさせていただいておりますが、現場に行きますと、道路から見ても施業をしたほうがいいと思う森林が多く見られますが、なかなか手がかけられていない状況があります。

また、そういう箇所を施業しても、結局、採算ベースに乗せられないと組合の方では頭から考えてしまいがちですが、道路のある森林は利用価値がありますので、そのような箇所をピックアップして、県の方からもそのような箇所については施業するように森

林組合に指導をしていただければと思いますし、森林環境譲与税等を活用して嵩上げをしてでもやらせるという方向付けはあると考えておりますが、いかがでしょうか。

(加賀谷森林資源計画班長)

昨年から森林環境譲与税が譲与され、同時に森林経営管理法の施行により森林経営管理制度がスタートしております。

この制度は、手入れの行き届いていない森林を対象として、市町村が主体となって森林整備を進めていく事業でございますので、そういった施業の必要がある森林については、市町村等と話をしながら森林環境税を活用し森林経営管理制度に沿った形で事業を進めていただければと我々も考えておりますので、そのような事項があった場合にはお知らせいただければと思います。

(佐藤(重)議長)

いずれ、なんと言っても立木価格が安すぎて、森林所有者の経営意欲がなくなっている状況の中で、今後、森林を環境の面から頑張るって行かなきゃと思って活動しておりますけれども、なかなか難しい状況であると感じております。

一番大事なのは、森林所有者が経営意欲を持てるようになることで、そうなれば国土保全にも繋がっていくと考えているところです。

(佐藤(重)議長)

それでは、ほかに御意見、御質問ございませんか。

皆さんから意見は出尽くしたようでございますので、私の方でお諮りさせていただきます。諮問事項1、諮問事項2及び諮問事項3について、これを適当と認め、その旨を知事に答申することによいでしょうか。

(委員)

異議なし

(佐藤(重)議長)

それでは、諮問事項1、諮問事項2、諮問事項3について、適当である旨の答申をすることといたします。

なお、議案に供した答申文の作成については、会長の私に一任していただいてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(佐藤(重)議長)

ありがとうございます。

以上で、本審議会の諮問事項については終了します。

9 森林保全部会の委員について

(佐藤(重)議長)

続きまして、次第の6「森林保全部会の委員について」に移らせていただきます。
事務局から説明をお願いします。

(加賀谷森林資源計画班長)

それでは、森林保全部会について説明させていただきます。

森林審議会には、森林法第7条第1項により、知事は必要があるときは部会を置き、所掌事務を分掌できることが規定されており、当県では、秋田県森林審議会規程第6条により、森林保全部会を置くこととしております。

また、部会の委員につきましては、森林法施行令第7条第3項により、会長が定めることになっており、部会の委員数は秋田県森林審議会規程第7条第1項により、委員数の1/2以上とすることが規定されております。

次に、部会長につきましては、森林法施行令第7条第2項により、会長が委員から指名すると規定されておりますので、ここで、会長より森林保全部会の委員、そして、委員の中から部会長の指名をお願いいたします。

(佐藤(重)会長)

それでは、これまでの実績や経験を踏まえまして、私の方から森林保全部会の委員を指名させていただきます。

名簿順になりますが、猪股委員、笠井委員、熊谷委員、佐々木委員、蒔田委員、山田委員、渡邊千明委員、そして、私を加えた8名に、森林保全部会の委員をお願いいたします。

また、部会長には、これまでの経験もございまして適任と判断しておりますので熊谷委員をお願いします。

皆様には、部会に関する審議もお願いすることになりますが、どうぞよろしく願いいたします。

10 あいさつ

(齋藤次長)

農林水産部次長の齋藤でございます。

本日は委員の皆様におかれましては、長時間にわたりましてご審議していただき、誠にありがとうございます。

今回、皆様からいただきましたご意見等を参考にしながら、今後の秋田県の林業・木材産業施策に、役立てていきたいと思っておりますので、引き続きご理解ご協力のほど、よろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

11 閉会

(司会)

以上ををもちまして、秋田県森林審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。